

経済産業省

平成13・01・11原第8号

平成13年 7月 9日

株式会社トーメンパワー横須賀

代表取締役 中村 成人 殿

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸晃

株式会社トーメンパワー横須賀横須賀パワーステーション建設事業に係る環境影響評価方法書に対する勧告について

平成13年1月11日付けで届出のあった横須賀パワーステーション建設事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法について下記のとおり勧告する。

また、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく神奈川県知事からの意見は、別紙のとおりである。

記

提出のあった方法書をもとに事業特性及び地域特性の把握を行ったうえで、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく神奈川県知事の意見を勘案するとともに、電気事業法第46条の6第2項の規定による届出に係る環境影響評価法第8条第1項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされていることを確保するため、以下に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

1. 環境影響評価項目について

- (1) 対象事業実施区域周辺地域は、浮遊粒子状物質に係る環境基準が達成されていない地域であることから、施設の稼動に伴い発生する浮遊粒子状物質による大気質へ

の影響が懸念されるため、施設の稼動に伴う浮遊粒子状物質について項目として追加すること。

- (2) 発電用燃料を海上輸送する際に、燃料運搬船から排出される硫黄酸化物による大気環境への影響が懸念される場合には、必要に応じ資材等の搬出入に係る硫黄酸化物を項目として追加すること。

2. 調査、予測及び評価手法について

- (1) 発電用燃料を海上輸送する際に、燃料運搬船から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質による大気環境への影響が懸念される場合には、調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 施設の稼動に伴い発生する低周波空気振動に係る調査地点については、敷地境界の他に最寄りの民家等が位置する2地点を設定することとしているが、現況において騒音レベルが低い地点に対しても影響が及ぶことが懸念されることから、調査地点を再度検討すること。また、調査に当たっては、音圧レベルの他に、主要な周波数成分についても、調査すること。
- (3) 主要な眺望点の選定に当たっては、眺望地点として野島公園及び海からの眺望等が存在するため、これらを調査地点に追加すること。
- (4) 生態系に係る現地調査地域については、注目種等の特性を踏まえ、予測及び評価するために適切かつ効果的な調査地域を再度検討すること。